

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年10月19日まで縦覧に供する。

平成21年8月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年8月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人こんぴら賢人記念館

山下 正臣

仲多度郡琴平町榎井106番地5号

3 定款に記載された目的

この法人は、金毘羅宮詣での旧宿場町に賢人記念館を設置して郷土の賢人に関する顕彰と研究調査を行い、あわせて食文化としての料理の研究ならびに技術普及を図り、もって郷土の歴史的、文化的発展に寄与することを目的とする。